

# 居宅療養管理指導契約書（患者様控え分）

\_\_\_\_\_様（以下、利用者といいます）と**いずみ薬局**（以下、薬局といいます）は、薬局が利用者に対して行う居宅療養管理指導サービスについて次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

## （薬剤師）

- 第2条
- （1） 薬局は、利用者の担当となる薬剤師に、利用者の居宅療養管理指導に関する業務を担当させます。
  - （2） 利用者は薬剤師が利用者に対して不足の損害を与えたとき、その他必要と認めるときは、薬局に対して、薬剤師の変更を求めることができます。
  - （3） 薬局は、薬剤師に身分証を常に携帯させ、利用者またはその家族から求められたときは、これを提示させます。
  - （4） 担当薬剤師は『**かかりつけ薬剤師**』として服薬状況、残薬、飲み合わせ等を一元管理致します。

## （居宅療養管理指導の内容）

- 第3条 薬局は、利用者に対し、次に定める居宅療養管理指導を提供します。
- （1） 薬局の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
  - （2） 薬についての質問や相談には、担当の薬剤師が責任をもってお答えいたします。

## （秘密保持義務）

- 第4条
- （1） 薬局及び薬局の従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
  - （2） 薬局は、薬局の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
  - （3） 薬局は、利用者の個人情報を用いる場合又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

## （契約期間）

- 第5条
- （1） この契約の期間は、\_\_\_\_\_年 月 日から契約終了までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護（支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
  - （2） 前項の契約期間満了日の7日以上前に利用者から更新解除の申し出がない場合、薬局は利用者に対し、契約更新の意思を確認し、その旨の合意書を取り交わします。

(利用料)

第6条 介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- (1) 居宅療養管理指導サービス費として、単一建物居住者の人数：1人 509円、2～9人 377円、10人以上 345円（一割負担の場合）で月4回までご利用になれます。但し、前回請求日との間には最低6日間の間隔を要します。  
また、別に厚生労働大臣が定める者に対してサービスを提供した場合には、週に2回かつ月8回を限度としてご利用になれます。
- (2) 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合には1回あたり100円を加算します。
- (3) 医療保険での調剤費と薬代は別途ご負担となります。
- (4) 開局時間外の訪問は交通費として一律1,000円（税込）頂戴致します。

(契約の終了)

第7条

- (1) 利用者は、いつでもこの契約書を解約できます。この場合には、3日の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- (2) 薬局は、原則としてこの契約を解約することはできません。但し、薬局は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第8条 薬局は、居宅療養管理指導を提供する上で、この契約の条項に違反し、又は、利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(相談・苦情対応)

第9条 薬局は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、居宅療養管理指導等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(情報の保存、開示義務)

- 第10条 (1) 薬局は、利用者の主治の医師等に訪問計画書と訪問日ごとの報告書を提出します。また必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。これらの書類等はこの契約終了後2年間保存します。
- (2) 利用者は、薬局に対し、いつでも第1項に規定する書面その他の指導に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際しては、薬局は利用者に対して、実費当額を請求できるものとします。

(その他)

第 11 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び薬局が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するため、利用者及び薬局が署名または記名押印のうえ、この契約書を2通作成し、各自その1通を保有します。

年 月 日

利 用 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

居宅療養管理指導サービス事業者

所 在 地 〒194-0015 東京都町田市金森東三丁目 14 番 18 号

名 称 株式会社エムアイピー いずみ薬局 印

代表者氏名 田中 稔 印

# 居宅療養管理指導契約書 (いずみ薬局控え分)

\_\_\_\_\_様（以下、利用者といいます）といずみ薬局（以下、薬局といいます）は、薬局が利用者に対して行う居宅療養管理指導サービスについて次のとおり契約します。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

## （薬剤師）

- 第2条
- （1） 薬局は、利用者の担当となる薬剤師に、利用者の居宅療養管理指導に関する業務を担当させます。
  - （2） 利用者は薬剤師が利用者に対して不足の損害を与えたとき、その他必要と認めるときは、薬局に対して、薬剤師の変更を求めることができます。
  - （3） 薬局は、薬剤師に身分証を常に携帯させ、利用者またはその家族から求められたときは、これを提示させます。
  - （4） 担当薬剤師は『**かかりつけ薬剤師**』として服薬状況、残薬、飲み合わせ等を一元管理致します。

## （居宅療養管理指導の内容）

- 第3条 薬局は、利用者に対し、次に定める居宅療養管理指導を提供します。
- （1） 薬局の薬剤師が、毎月医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんにより薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、管理計画に基づいて薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
  - （2） 薬についての質問や相談には、担当の薬剤師が責任をもってお答えいたします。

## （秘密保持義務）

- 第4条
- （1） 薬局及び薬局の従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
  - （2） 薬局は、薬局の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
  - （3） 薬局は、利用者の個人情報を用いる場合又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。

## （契約期間）

- 第5条
- （1） この契約の期間は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から契約終了までとします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護（支援）状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
  - （2） 前項の契約期間満了日の7日以上前に利用者から更新解除の申し出がない場合、薬局は利用者に対し、契約更新の意思を確認し、その旨の合意書を取り交わします。

(利用料)

第6条 介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- (1) 居宅療養管理指導サービス費として、単一建物居住者の人数：1人 509円、2～9人 377円、10人以上 345円（一割負担の場合）で月4回までご利用になれます。但し、前回請求日との間には最低6日間の間隔を要します。  
また、別に厚生労働大臣が定める者に対してサービスを提供した場合には、週に2回かつ月8回を限度としてご利用になれます。
- (2) 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合には1回あたり100円を加算します。
- (3) 医療保険での調剤費と薬代は別途ご負担となります。

(契約の終了)

第7条

- (1) 利用者は、いつでもこの契約書を解約できます。この場合には、3日の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- (2) 薬局は、原則としてこの契約を解約することはできません。但し、薬局は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当する場合、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第8条 薬局は、居宅療養管理指導を提供する上で、この契約の条項に違反し、又は、利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(相談・苦情対応)

第9条 薬局は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、居宅療養管理指導等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(情報の保存、開示義務)

- 第10条
- (1) 薬局は、利用者の主治の医師等に訪問計画書と訪問日ごとの報告書を提出します。また必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。これらの書類等はこの契約終了後2年間保存します。
  - (2) 利用者は、薬局に対し、いつでも第1項に規定する書面その他の指導に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際しては、薬局は利用者に対して、実費当額を請求できるものとします。

(その他)

第 11 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令に従い、利用者及び薬局が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するため、利用者及び薬局が署名または記名押印のうえ、この契約書を2通作成し、各自その1通を保有します。

年 月 日

利 用 者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代 理 人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

居宅療養管理指導サービス事業者

所 在 地 〒194-0015 東京都町田市金森東三丁目 14 番 18 号

名 称 株式会社エムアイピー いずみ薬局 印

代表者氏名 田中 稔 印